

「ゼロ災・大阪」ロゴマーク使用取扱規程

平成26年3月27日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「ゼロ災・大阪」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 大阪労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあると認められる場合。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれがあると認められる場合。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれがあると認められる場合。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体、反社会的勢力を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれがあると認められる場合。
- 五 その他その使用が著しく不適當であると認められる場合。

(使用の中止等)

第3条 ロゴマークの使用に関し前条各号に該当すると認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、大阪労働局長はその使用を差止めることができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、大阪労働局長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年3月27日より施行する。

大阪労働局長